

戦間期における仏教宗派の相互協調

—— 仏教連合会の組織と活動 ——

大澤 広 嗣

〈論文要旨〉 現状における日本仏教の連合組織は、「全日本仏教会」である。同会は自らのルーツを、一九〇〇（明治三三）年に設立された、国家の宗教統制に反対した団体であると説明する。

しかし実際には、一九一二（明治四五／大正元）年に形成された「仏教各宗派懇話会」が発原点であった。その後、一九一六年に「仏教連合会」へ改称され、仏教界をめぐる世俗的な法制的整備と僧侶の法的待遇の是正を求めて、政府に働きかけた団体である。戦間期の日本仏教宗派は、制度改革を強く主張するため、仏教界が一体となり連合化を図ったのである。そして日中戦争の勃発後は運営基盤の強化のため、一九三八（昭和十三）年に財団法人となり、後には、「大日本仏教連合会」、「大日本仏教会」と改称した。

仏教連合会は、国家の施策に協力しながらも、時には対立し、異議を唱えるなど、戦間期の仏教界を取り巻いた政教関係を見る上で、重要な示唆を与える団体である。

〈キーワード〉 政教関係、三教会同、宗教（団体）法案、全日本仏教会

一 戦間期の始まり——パリ講和会議と仏教者——

人類史上で初めてグローバルの戦争であった第一次世界大戦は、一九一八（大正七）年十一月十一日まで、四年余り続いた。終結の直後、日本の仏教者有志は、ある所に集まっていた。講和会議に参加する各国委員に対して、行動するためである。仏教の精神から、世界平和を求めるメッセージの送付に決議したのだ。すぐさま案文が起草

され、英仏両語への翻訳を経て、白紐のリボンで大和綴じに装丁した五百部の奉書が作成された。一九一九年一月にパリで始まった講和会議にて、勝者となった連合側と敗者の同盟側との参列委員へ奉書が配られた。僧侶たちは、行動に際して、事前に総理原敬・外相内田康哉・文相中橋徳五郎から承認を受けて、会議の全権委員である西園寺公望が乗船した丹波丸に奉書を積み込ませた。奉書の表題は「講和会議に対する日本仏教徒の希望」。邦文は次の書き出しから始まる。

大日本帝国仏教連合会幹事下名等は世界大乱の漸く終熄し平和會議の將に開かれんとするに當り、日本仏教徒が教祖仏陀の遺法に基き永遠に世界の平和を希望し、恒久に人類の康寧を企図する本懷を代表具陳し茲に謹みて之を列国代表者諸彦に捧呈するの光榮を有す……⁽¹⁾

メッセージの趣旨をまとめた文書が、各国の首相に対しても發送され、仏教者達は思いを強く訴えた。留意すべき点がある。冒頭は「仏教連合会」ではなく、「仏教連合会幹事」とする。そもそもメッセージの送付を決議したのは、一九一八年十一月十三日で、すなわち第一次大戦の終結からわずか二日後に京都の臨濟宗妙心寺で行われた仏教連合会の評議員会であった。そしてメッセージの末尾には、日付として同年十二月八日とあり、「仏教各宗派管長の委託を受けた仏教連合会幹事」として、十二名の署名が記された。⁽²⁾

この日付と陣容が、団体の性質を示すものである。つまり十二月八日は釈尊が悟りを開いた成道会の日で、仏教徒にとって重要な日付である。そして幹事は、仏教各宗派から選ばれた事務方の代表だが、それぞれが各宗での幹部級の役職者であった。あえて幹事の名義で、世界に向けてメッセージを發したのはなぜか。全宗派の管長の承認を得てからでは、時間を要してしまう。そこで、迅速性を優先して、幹事名義で奉書を發出したのである。正に僧

侶達は、速やかな実行力と巧みな政治力を持っていたのではないか。

このように仏教連合会とは、日本仏教の各宗派の連合組織である。その沿革をめぐっては、誤った通説が流布してきた。仏教連合組織については、筆者の先行研究で論じたことがある。⁽³⁾ 拙論の公表後に明らかとなった諸事実を踏まえて、内容の更新を図りたい。他の先行研究について触れる。近現代における特定の教団史の研究は複数あるが、仏教連合組織の研究は数が限られている。⁽⁴⁾ その理由として、仏教教団史研究の多くは、その教団の関係者が、当事者意識として行うことが多いからであり、定期刊行物や内部文書などの資料を得やすい立場にあったからである。そうした個別の宗派が、相互協調を行った連合組織について、研究は必要である。政府に対して単独で意見を表明するよりも、仏教界全体として行動した方が、はるかに実効性があり、仏教連合会の成立に至ったからだ。

本論における理解の前提のため、まずは日本における仏教界の連合組織の変遷について、概要を示しておく（表1）⁽⁵⁾。

二 仏教連合組織の起源に関する誤伝

現在、公益財団法人全日本仏教会（略称・全仏又は全日仏）がある。本論で述べる仏教連合会（略称・仏連）とは、法人格の直接の連続性はないが、両者とも仏教宗派が参加した、仏教連合の組織体である。明治初期の各宗派は、教導職の廃止を経て管長制度が導入されたといえども、宗派として内部で統率が取れていたのか。派内の有力寺院や宗政家らが相克を重ねてきたのが、近現代の仏教各宗派の内実である。そうした中で、各宗派が一つの連合体にまとまることは、大変な試みであるとは想像が付く。

表1 仏教界における連合組織の変遷

年表	団体名称 (注1)	備考
1912 (明治 45)	① 仏教各宗派懇話会 (任意団体)	2月内務次官床次竹二郎が三教会同を開催。参加した仏教関係者により設立。7月明治 /大正元) 天皇没、直後から各宗派管長の大喪対応について実務協議を行う 名称の変更。規則を制定して組織体制を確立
1916 (大正 5)	① 仏教連合会 (任意団体)	文部大臣より民法に基づき財団法人として設立許可
1938 (昭和 13)	① 財団法人仏教連合会	文部大臣より民法に基づき財団法人として設立許可
1940 (昭和 15)	① 財団法人大日本仏教連合会	文部大臣より名称変更の認可。興亜仏教協会 (任意団体) を吸収合併。1944年の②財 団法人大日本戦時宗教報国会への再編時には、法人格の整理・解散を行わず (注2)
1941 (昭和 16)	① 財団法人大日本仏教会	文部大臣より民法に基づき財団法人として設立許可。総務局・神道局・仏教局・基督教 局を設置。各宗教系統の連合組織を再編して成立 (注3)
1944 (昭和 19)	② 財団法人大日本戦時宗教報国会 ※ 仏教局	連合組織の再建、各宗派で構成
1945 (昭和 20)	③ 仏教連合会 (任意団体)	連合組織の再建、各都道府県仏教会で構成。③ 仏教連合会が事務局を担当したので、同 会では同名を併記
1949 (昭和 24)	③ 仏教連合会・全日本仏教会連盟 (任意団体)	各地での仏教徒会議を開催し、1952年に第2回世界仏教徒会議日本大会を開催するた め設立
1951 (昭和 26)	④ 日本仏教徒会議 (任意団体)	上記大会の開催後に改称
1952 (昭和 27)	④ 世界仏教徒日本連盟 (任意団体)	③ 仏教連合会・④ 世界仏教徒日本連盟が合流して設立
1954 (昭和 29)	⑤ 全日本仏教会 (任意団体)	文部大臣より民法に基づき財団法人として設立許可
1957 (昭和 32)	⑤ 財団法人全日本仏教会	公益法人制度改革で主務官庁制廃止により、内閣府公益認定等委員会から認定を受け公 益法人へ移行
2012 (平成 24)	⑤ 公益財団法人全日本仏教会	

注1：複数回の名称変更を行った団体は、継続性を示すための便宜的に丸数字 (①～⑤) を併記した。

注2：①財団法人大日本仏教会は、戦後は長らく休眠法人となっていたが、所管する文部科学大臣は職権で2002 (平成 14) 年に法人格を解散させた。

注3：②財団法人大日本戦時宗教報国会は、1945 (昭和 20) 年の敗戦後、②財団法人日本宗教会を経て、1946年に②財団法人日本宗教連盟へ名称変更。神道局、仏教局、基督教局は廃止され、従前の教派神道連合会及び日本基督教連合会 (現・日本キリスト教連合会) が再建。仏教界は、①とは同名だが、新たに③仏教連合会が設立となる。2012 (平成 24) 年に②公益財団法人日本宗教連盟へ移行するが、現在でも同法人の財団設立登記は1944 (昭和 19) 年となっている。

全仏では、これまで節目には通史をまとめてきたが、最初のものは団体の設立二十周年を記念して一九七三（昭和四八）年に作成したものである⁽⁶⁾。全仏では、その後も年史を作成してきたが、戦前の仏連から戦後の全仏に至る流れは、この年史の記述を踏まえて再生産が続けられている⁽⁷⁾。現在でも同じ趣旨の内容で、説明がなされる。

本会は一九〇〇（明治三三）年、国家の宗教統制に反対して結成された「^(マヤ)仏教懇話会」に淵源を持ち、「^(マヤ)日本仏教会」「^(マヤ)日本仏教連合会」等を経て、一九五七（昭和三二）年に財団法人全日本仏教会となり……⁽⁸⁾。

一九〇〇年とあるが、近代日本で初めてとなる宗教（団体）に関する法律の制定を目指した第一次宗教法案が、第十四回帝國議會に提出され、貴族院で否決された年次である。実のところ仏教界全体が、法案に反対したのではない。確かに真宗大谷派（通称・東本願寺）の関係者が中心となった大日本仏教徒同盟会は、激しい反対運動を展開したが、この団体は全仏が示した懇話会ではない。一方の真宗本願寺派（通称・西本願寺）は、法案成立に賛成の立場にあった⁽⁹⁾。この時に宗教法案を提出したのは、第二次山県内閣であった。首相の山県有朋は明治維新を断行した長州閥の一人であり、当地山口は古くから西本願寺の門徒が多かった土地柄でもある。

つまり、現在までに至る仏教連合組織の原点が、宗教法案の反対運動から出発したことは、事実ではない。それにも関わらず、今日までこの通説が広く流布してきたのである。

実のところ、明治天皇の崩御直前である、一九一二（明治四五）年二月に行われた三教会同を契機として、仏教各宗派懇話会なる連合組織が誕生したのである。三教会同とは、内務次官の床次竹二郎が、教派神道・仏教・キリスト教の代表者を参集させた会合で、国民教化に宗教を用いた国家による宗教団体の利用であった。教派神道、仏教、キリスト教の代表者約九〇名を招いたが、参加したのはその内の八〇名（神一二、仏六二、キ六）であった。

仏教が多いのは、他宗教と比較して多数の団体があり、かつ各宗派間の連絡調整を行うことに長けた僧侶も参加していたからである。宗教専門紙の『中外日報』には、同会設立を報道すると共に、明治天皇の大喪当日に、独自の法要を行うことで弔意を示す仏教界の様子を伝えた。

三教会合の際作られし仏教各宗〔派〕懇話会にては、今回の御大喪に就き各宗連合にて敬悼の意を表する為め諸般の事項を議すべく第一回の打合準備会を（一九一二年八月）去二日芝区西久保〔浄土宗〕天徳寺に開会せしが全部の決定を見ずして散会、近日重ねて第二回の打合を為す筈なるが、連合にて為さんとするは東京に於て一大奉悼の法要を修する事、御大葬の当日各宗代表者の参列席を予め其筋に交渉する事、各宗派夫れ々御弔辞を差上げあるも御大葬当日各宗管長連名にて全国仏教徒を代表して一通捧呈する事など……⁽¹⁰⁾

まとめると、三教会同を契機として仏教各宗派懇話会が設立され、五か月が過ぎた同年七月三十日に明治天皇が物故となり、その三日後に、対応を行う第一回打合会が開かれたのである。ただし懇話会の正確な設立日は、今のところ確認ができない。

この設立の経緯は、仏教界が国家に協力してきたという、昭和戦後期の全仏にとっては、振り返りたくない歴史的な事実であった。その歴史観が前述の年史に現れたのである。続いて、仏教連合会の組織の体制について、設立当初の概要を見ていく。⁽¹¹⁾

三 仏教各宗派懇話会から仏教連合会へ

1 経緯

発足当初の仏教各宗派懇話会は、緩やかな会議体であった。その後、仏教連合会へと移行するが、連合会の本体と各宗派の間には、上下関係はなく、各派間で対話を行う協調の場所であると位置付けができる。その経緯は、次のとおりである。

一九一五（大正四）年十二月十日に、京都にて同懇話会の主催による、仏教各宗派大会が開会した。仏教界をめぐる様々な問題について議論されたが、各宗派で共通する事案を審議し対応するため、仏教連合会を設置することとなり、十二月十六日には、会の規則を決議する。翌年の一九一六年一月一日から施行することになった。同会は、法人格のない任意団体であるが、参加した各宗派は文部大臣の監督下にあることから、当時の大臣である高田早苗宛てに連合会の規則を、自主的に報告を行っていた。最初に制定された「仏教連合会規則」（全十二条）のポイントを、以下に紹介していく。¹²⁾

2 名称・拠点・目的・体制

組織の名称と活動拠点は、第一条「仏教連合会ト称シ本部ヲ東京ニ出張所ヲ京都ニ設置ス」とした。附則によれば、本部は新義真言宗智山派の真福寺（東京市芝区愛宕町）、出張所は浄土宗西山深草派の総本山誓願寺（京都市新京極通）とある。現在の真言宗智山派の総本山智積院別院真福寺、浄土宗西山深草派の総本山誓願寺である。本部と出張所の場所を制定した理由は定かではないが、世俗的な要素が過分に強いだろう。双方とも、東京と京都における政

治・経済の中心地に近いからである。

会の目的と体制は、第二条「仏教各宗派ニ関スル共通ノ事件ヲ審議シ之ヲ庶弁スルヲ以テ目的トス」、第三条「各宗派管長及宗務ノ要職者ヲ以テ組織ス」とある。事件とあるが、訴訟事件ではなく、出来事や事柄といった意味である。また連合会への加入制度は、宗派単位ではなく、そのトップや事務方の幹部という個人の資格である。日本仏教の連合は、まだ黎明期であり、宗派での合意形成には時間がかかるので、個人をもって組織したのである。

3 幹事・評議員

第四条「本会ニ幹事十二人ヲ置ク」、第五条「本会幹事ハ本会ヲ代表シ会務一切ノ責ヲ任ズ」とあるように、各宗派の要職者は、仏連では幹事の立場で会務に携わることになった。戦前の仏教宗派は、宗教団体の施行前までは十三宗五六派があった。もし宗派数と同じ幹事を置くとなると、会務の運営が煩雑になる。そこで同一の宗祖を持つ宗派のうち、ある程度のまとまりを設けて、そこから一人の幹事を選出することになった。ただし規模が大きい宗派は一人となる。幹事十二人の宗派別の割り振りは、次のとおりである。

①天台宗系（三派——天台宗・同寺門派・同真盛派）、②真言宗系（八派——真言宗高野派・同御室派・同醍醐派・同大覚寺派・同東寺派・同泉涌寺派・同山階派・同小野派）、③新義真言宗智山派（一派）、④新義真言宗豊山派（一派）、⑤浄土宗（一派）、⑥臨済宗系（十五派——臨済宗天龍寺派・同相国寺派・同建仁寺派・同南禅寺派・同妙心寺派・同建長寺派・同東福寺派・同大徳寺派・同円覚寺派・同永源寺派・同方広寺派・同佛通寺派・同國泰寺派・同向嶽寺派・黄檗宗）、⑦曹洞宗（一派）、⑧真宗本願寺派（一派）、⑨真宗大谷派（一派）、⑩真宗系（八派——真宗高田派・同興正派・同佛光寺派・同木辺派・同出雲路派・同山元派・同誠照寺派・同三門徒派）、⑪その

他（七派——真言律宗・律宗・浄土宗西山派・融通念佛宗・時宗・法相宗・華嚴宗）、⑫日蓮宗系（九派——日蓮宗・顕本法華宗・本門宗・本門法華宗・法華宗・本妙法華宗・日蓮正宗・日蓮宗不受不施派・日蓮宗不受不施講門派）である。

現在から見ると、グループ分けをした宗派群のうち、幹事一人で扱ってもよい派がある。おそらく仏連の活動に積極的な人物がいた宗派は、単独枠で割り振ったのである。又、現在の全仏には加盟していない宗派（例えば日蓮正宗など）を含むが、文部大臣の監督下にあった仏教宗派の全てを、同列に組織化したからである。

とはいえ、参加する宗派は、第六条「評議員ヲ置ク」として、意見表明の場が確保された。詳しく見ると、第七条「評議員会ハ各宗派ヨリ選出シタル評議員ヲ以テ組織ス」とあり、最低でも各派から一人の評議員が選ばれた。ただし宗派の規模に応じた配慮が見られ、一千か寺以上の寺院がある宗派は、二千か寺を増すごとに一人の評議員を追加した。

4 経費・報酬・運営

組織体であれば、運営費がかかる。第八条「経費ハ評議員会ニ於テ其ノ予算ヲ定メ」とあり、「管長割 十分ノ二」と「寺院割 十分ノ八」の割合で、各宗派から資金が拠出された。これは、全体の予算枠から、うち二割は管長すなわち参加する宗派の数で頭割りがされた。残る八割は各宗派の寺院数に応じて、傾斜配分にて納付したのである。つまり寺院数が多い宗派は、それだけ賦課金を担当した。

役職者は無給であり、第九条「幹事及評議員ハ無報酬トス」とあるが、会議参加による旅費やその他の必要経費は認められた。第十条「此ノ会則施行ニ関シ必要ノ規程ハ幹事ニ於テ別ニ定ム」、第十一条には会則の変更は幹事

の提案で評議員会での議決を経る必要があり、第十二条で、会則は一九一六（大正五）年一月一日から施行と定め
た。

5 発足当初の幹部と全国支部

仏教連合会の発足に際して、前述した一九一五（大正四）年十二月十六日に京都の仏教各宗派大会において決議
がなされたのが、仏教連合会規則である。「仏教各宗派管長総代」（計十二名）の名義で、文部大臣高田早苗に報告
したもので、各派の要職者が名前を連ねた。¹³

①不二門智光（天台宗座主・大僧正）、②渋谷隆教（真宗佛光寺派管長・男爵）、③柴田証全（浄土宗西山派管長・大僧正）、
④大谷光演（真宗大谷派管長）、⑤六雄沢慶（真宗本願寺派管長事務取扱）、⑥円山元魯（臨濟宗妙心寺派管長）、⑦密門宥範
（真言宗高野派管長）、⑧伊藤宗盛（新義真言宗智山派管長・大僧正）、⑨石川素童（曹洞宗管長）、⑩小泉日慈（日蓮宗管長）、
⑪山下現有（浄土宗管長）、⑫尾川照円（新義真言宗豊山派管長事務取扱・一等司教権中僧正）である。大正期の仏教界に影
響力を持った名僧達であった。

仏教連合会の規則にあるとおり、各宗派管長と要職者で組織されていたが、実務上の運営は十二人の幹事が担っ
た。施行当初の規則の附則には、仏連として最初に選出された十二名の氏名が見られる。

①宮本隆範（本部常務幹事・新義真言宗智山派宗務長）、②加藤精神（新義真言宗豊山派宗務長）、③宇都宮善道（本部常務
幹事・浄土宗執綱）、④弘津説三（曹洞宗全権委員）、⑤酒井日慎（各派選出・日蓮宗宗務総監）、⑥木下寂善（各派選出・天台
宗庶務部長）、⑦蓮生観善（各派選出・真言宗連合法務所第一部長）、⑧原円応（各派選出・臨濟宗妙心寺派執事長）、⑨富田貫
了（真宗本願寺派枢密課長）、⑩近藤純悟（真宗大谷派文書科長）、⑪奥博愛（出張所常務幹事・各派選出・真宗佛光寺派参事）、

⑫長谷川観石（出張所常務幹事・各派選出・浄土宗西山派執事）となる。会の規則施行後から、各派の有力実務者が各宗派間の利害関係の調整を行い、その名のとおり仏教連合として活動をしていくのである。

仏教連合会の全国支部について、触れておきたい。⁽¹⁴⁾一九一六年の仏連の設立後に、東京や京都などの各地で、地名を冠した仏教護国団が続々と設立されるようになる。その後、既存の地方仏教組織でも、護国団とは名乗らず、仏連の支部として機能するようになった。この動きは、同年五月七日に京都の妙心寺で仏連の第一次評議員総会が行われ、仏教連合会評議員会の名義で、「仏教護国団設立案」が同日付で決定したことによる。その内容は全国各地市郡に仏教護国団を設置することを奨励し、各団は教師・僧侶・檀信徒で構成され、それらは仏連に所属する旨が明記された。重要なのは、設立案の条文の三つ目に、「一、本団は国民精神の振作統一を図り、尊皇護国済世利民の本分を貫徹するを目的⁽¹⁵⁾」とした点である。仏教の立場から国民の教化を進めていくことを表明したのである。

ここまで、仏連の組織化をめぐる通説と事実関係を整理してきた。順次、組織の体制強化に伴い規則を変更していったが、変遷は省略する。注意すべきは、その諸活動は、共同での布教といった宗教的な目的ではない点である。

四 仏教界で連合化を行う意義

1 時代背景

日本仏教の各宗派が仏教各宗派懇話会から仏教連合会へと再編されたのは、仏教界が一致協調して、重要な案件の対応が必要であったからである。主に、法制度や政教関係など世俗的な課題を取り組むためである。

一九〇〇（明治三三）年に第十四回帝国議会の貴族院で否決されて、宗教法案が廃案となったが、その後も政府

が法制化を試み、一九一四（大正三）年にも立法の動きがあったが、結局は提出に至らなかった。この時、法案制定の動きを察知した仏教界の論客で真宗本願寺派僧侶の土屋詮教は、政教関係と宗教制度の是正を広く訴えた。三宅雪嶺が主宰した論壇誌『日本及日本人』に意見を投じたのだ。その土屋の論説「宗制改革論」は、当時の仏教界をめぐる課題が分かるので構成を示したい。

一 緒論、二 参政権なき僧侶、三 法律と行政命令、四 僧侶の被選挙権、五 三偏見、六 国家に於ける職務、七 宗教と公法人、八 宗教法の立脚地、九 権利義務の権衡、十 基督教徒に較ず、十一 寺地堂宇の免租、十二 宗教と新民法、十三 既得権とは何ぞや、十四 宗派と法人資格、十五 臣民たるの本分、十六 未開時代の法制、十七 太政官布達、十八 公私法人格、十九 命令の範囲、二十 国家の保護、二十一 国内法と国際法、二十二 論結三要領、である。⁽¹⁶⁾その主張の要点は、速やかに宗教法を制定して、認められていなかった宗教教師に被参政権を与えて、国家が各宗派と寺院を私法人として保護と監督を求めた内容である。仏教界では複数の媒体で議論が行われ、仏教者が自らの立位置には未だに法整備が遅れていることへの懸念が強かったのである。

こうした仏教界での風潮の中で、仏連が形成された。組織の始動の直後から、積極的に行動したのである。明治期の宗教法案を巡っては、仏教界内で賛否が分かれたが、大正期には共通する問題として各宗派が一丸となって考究していく場所へと集合した。しかも大正時代の民本主義の影響を受けて、言論へ訴え出たのである。

2 主要な対応課題

前述の仏教連合会規則が一九一六（大正五）年一月一日から施行となり、組織固めを進める一方で、同年三月十五・十六日には、東京愛宕の本部で第一次幹事総会が行われ、仏教各宗派懇話会から事務の引継ぎと、今後の対応

が話し合われた。

この三月十五日に、仏連の体質を象徴する出来事があった。すなわち、仏連の幹事は、東京永田町にあった文部大臣官邸に出頭して高田早苗に面会し、四項目の申請書を提出したのである。この時に、文部次官の福原鏝二郎、同省宗教局長の柴田駒三郎が同席した。

申請書は、次なる四項目からなる。一 宗教制度調査に関する申請、二 神職と神道教師区別に関する申請、三 宗教に関する地方行政矯正の件に付申請、四 宗教教師僧侶参政権の件申請、である。その後は申請に対して、仏連から文部省に対して書面及び面会で回答を求めたが、調査中との理由で答えがなかった。仏連への改組から、すぐさま当局に対して宗教法の制定や被選挙権の獲得の働きかけを行ったのは、このような課題の改善が、緊急の課題であることを主張するため、仏教界の総意として行動したと言えよう。

五 事業と諸活動

1 機関誌の発行

仏教連合会では、機関誌や小冊子を作成して配布した。文書を作成することで、自分たちの主張を社会に周知させようとしたのである。その機関誌の名称は、『政教新論』である。キリスト教者や仏教者による同名の著述とは無関係だが、明治から大正にかけての宗教者達は、それぞれが在るべき政教関係像を模索していたのである。⁽¹⁷⁾

同誌は、そもそも『宗是』の名称で、東京浅草を拠点にした浄土宗関係者による政教新論社が発行した言論雑誌である。一九一六（大正五）年頃に『政教新論』と改題された。

書誌情報を見ると、第九卷第三号（一九二二年一月）の発行兼編輯者は里見義隆、印刷者は成田良英とあり、両者とも浄土宗の僧侶である。しかし、第九卷第四号（一九二二年二月）には、発行兼編輯者は窪川旭丈、印刷者は藤本真光である。窪川は浄土宗僧侶の仏教連合会幹事で、藤本は古義真言宗僧侶の同会幹事であった。つまり、この時点から仏連の機関誌に改められたのである。発行者の名義は、引き続き政教新論社が使われ、仏連の内部機構と位置づけられた。窪川たち従前から浄土宗有志の問題意識が、仏連の主張と重なるゆえに、特定宗派内の言論グループの雑誌から、日本仏教全体の連合組織の雑誌へと移行したのである。

その後、一九四二年以降のいずれかの時期に『日本仏教』へ改題となり、一九四四年頃まで発行されたようだ。機関誌は、『宗是』を起源に、『政教新論』から『日本仏教』にと題名が変遷したが、諸機関で残存する各誌は欠号が多く、詳細な書誌情報の分析は今後の課題である。⁽¹⁸⁾

2 宗教（団体）法案への対処

仏教連合会では発足以降、「明治以来の懸案たる宗教制度問題に就ては、宗教法制定の急要なるを主張し、帝国議会の召集毎に貴衆両院に対し「宗教法制定に関する請願」を提出して其解決促進に努め⁽¹⁹⁾」てきた。

宗教団体の立法経緯をたどると、内務省が宗務行政を所掌していた時期に、第一次宗教法案（明治三十三年案）として帝国議会に提出されたが、貴族院で否決され成立しなかった。

その後、一九一三（大正二）年に内務省から文部省に宗教局が移管され、一九二六年には、宗教制度調査会官制（大正十五年勅令第一一六号）に基づき、文部大臣の監督下で同会が設置された。目的は官制第一条第一項に「文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ宗教制度ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」、第二項に「宗教制度ニ関スル重要

ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得」とあり、特に宗教（団体）法案の審議を行うために設置したものである。

設置と同時に、初代の会長に平沼騏一郎（枢密院副議長）が任命された。委員四〇人以内と定められ、政府高官・学識経験者・帝国議会議員、そして宗教者が就任した。仏教界から八名が最初の委員となり、貝山日勇（日蓮宗）、溪内式恵（真宗大谷派）、大森亮順（天台宗）、花田凌雲（真宗本願寺派）、高林玄宝（臨濟宗妙心寺派）、祥雲晚成（曹洞宗）、窪川旭丈（浄土宗）、荒木良仙（新義真言宗豊山派）、また学識経験者には仏教学者の高楠順次郎（東京帝国大学教授）がいて、以後は順次に委員が交代していった。⁽²⁰⁾

宗教制度調査会では、随時に総会及び特別委員会が開かれ、第二次宗教法案（昭和二年案）、第一次宗教団体法案（昭和四年案）、宗教団体法案草案（昭和十年案）の要綱等の審議を行った。しかしいずれも、帝国議会での成案には至らなかった。⁽²¹⁾

仏連が発行した『政教新論』では、大正期から昭和前期にかけて、宗教（団体）法案に関して、自分達で内容を検討して研究する記事の掲載が相次いでいた。文部省に宗教制度調査会が設けられると、仏連でも同名の組織を設けて対応を審議し、独自の宗教法案を作成した。一九二九（昭和四）年には仏連内に調査部を設けて政教関係や思想問題の調査研究を強化した。

一九三九（昭和十四）年に欧州で第二次世界大戦が勃発した年次に、宗教団体法（昭和十四年法律第七七号）が公布された。その前年の一九三八年に、文部大臣は宗教制度調査会に宗教団体法要綱を諮問した後に、要綱を法案に改め、法制局の修正を経て、政府は第七回帝国議会に宗教団体法案を提出して、貴族院を経て衆議院で可決された

ものである。明治中期に帝国議会で否決されて以降、実に四十年が経過していた。時代は戦時体制にあり、国内の様々な業界や領域で再編が行われたが、宗教団体の統合を促した宗教団体法は、総力戦体制の産物であった。

3 寺院国有境内地の無償譲与に向けて

宗教団体法の制定とともに、明治以来の宗教制度において大きな懸案事項は、寺院国有境内地の無償譲与問題である。明治維新後は廃仏毀釈により、幕府・大名より安堵（領有権の承認・確認）された朱印地・黒印地のほか、社寺の境内地の多くは土地、つまり国有地となり、従前から所在する神社や仏閣に国は無償で貸し出したのである。仏連では、次のように主張していた。

何時までも之〔寺院国有境内地問題〕を放任して置くことは、世道人心の上にも、また宗教政策の上にも、甚だしく不利不便なるものあるに鑑み、帝国議会上、これが問題となりしこと幾度たるを知らず。特に寺院国有境内地還附の討議の如きは、極めて効果的に行はれて来てゐるのであるにも拘らず、今一步と云ふ所で実行を喰ひ止められてゐるのである。これは心ある仏教者の奮起と輿論の同情とに依つて解決すべく、何として⁽²²⁾も、今一段の努力を要すべきである。

仏連では、帝国議會への請願や、真宗大谷派寺院出身の安藤正純など関係する議員へ働きかけるなどのロビー活動を展開した。宗教団体法が成立した第七回帝国議會と同じく寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律（昭和十四年法律第七八号）が成立した。これにより寺院の国有境内地の無償譲与問題は解決することになり、その境内地計約二十九万坪は各関係寺院の所有になった。

こうして明治以来の二大政教案件は、法律の制定で、一応の区切りを見た。

4 僧侶被選挙権の獲得を求めて

選挙制度を巡って、衆議院議員選挙法（明治二年法律第三号）が制定され、順次に法改正により権利が拡大していった。僧侶出身の議員がいたが、僧籍から離脱して選挙に出馬するしかなく、宗教教師には権利が与えられないままであった。僧侶には被選挙権、つまり選挙に出る資格が、ある時期までなかったのである。

一九一六（大正五）年に仏連が始動して以降、政府及び帝国議会に対し被選挙権獲得のための運動を始めた。一九二三年二月六日には、東京芝の増上寺で仏連主催の僧侶参政権問題仏教徒大会が開催され、一九二五年に改正されたいわゆる普通選挙法の施行により、この問題は解決となった。

以後の仏連は、選挙制度の趣旨の徹底を図った。一九二八（昭和三年）に第一回普通選挙が行われ、選挙史上で初めて現役にある複数の僧侶が出馬した。⁽²³⁾愛知一区から立候補して当選した浄土宗僧侶の椎尾弁匠の活動は、仏教界の内外から注目を集めた。仏連では、政界の刷新と国民の政治的覚醒をさせるため、僧侶の選挙出馬を奨励した。そのため、帝国議会衆議院議員、府県市町村会議員に当選する僧侶が増えていった。『政教新論』には各地の議員の活躍が紹介され、読者たる全国の僧侶に奮起を促した。

関連して、治安警察法（明治三十三年法律第三六号）の規定により、僧侶などの宗教教師は、政治結社の加入の自由がなかった。仏連にとって、僧侶が納税と兵役の二大の事務を負担しているものの、僧侶であるため国民の権利に制限を受けることを問題視していた。仏連は、治安警察法の改正を求めていたが、実現に至らなかった。

5 ローマ教皇使節の交換問題をめぐって

仏教連合会では、キリスト教への対抗意識があった。一九二三（大正十二）年二月に、日本とローマ教皇庁との

間で、使節交換に関する予算案が、帝国議会に提出された。仏連の言い分は、海外にある一つの宗教団体の長に対して、国家並みに外交使節として交換をすることへの異議を唱えて、予算の項目削除を主張したのである。仏連では、強い反対運動を展開していった。その一環として、一九二二（大正十三年）には『東京朝日新聞』に意見広告を出したのである。

羅馬法王庁使節交換に関する意見書

吾等仏教各宗派管長は大正十二年度外務省予算に計上せられたる「羅馬法王庁に外交代表者駐派に関する経費金十壱万四千円」を削除し帝国政府と羅馬法王庁との間に外交使節交換の計画を撤廃せられんことを要求す

理由 ……／一 羅馬法王は一個の宗教団体の主長にして国家の元首にあらず／二 羅馬加特力教カトリックの教義信条は根本的に我が国の国体と相容れざるものなり／三 帝国と羅馬法王庁との対等関係は国民の思想信仰を混乱せしむ／四 国家は統教権の基準たる宗教法を制定せずして特殊宗教団体に慣例以外の特権を附与するは不可なり／五 羅馬法王庁を準国家として国際法上の主体と認むるは国際公法学者中にも反対意見多し／六 羅馬法王庁との使節交換は現代文化の趨勢に悖り時代錯誤の国策なり

大正十二年一月廿七日 仏教連合会代表〔十二名の各派管長記名略〕⁽²⁴⁾。

今から見ると、仏教界は、キリスト教に大きな不安と警戒を抱いていたのが分かる。当時は、宗教団体が成立しておらず、仏教団体の地位が法的に不明確であるため、反対の声を上げたのである。宗教界をはじめ、学界では小野清一郎・千賀鶴太郎・吉野作造などを巻き込み論争が起きて、終に帝国議会の審議で予算を削除した。

この時期の仏連は突き動いていた。宮内省所管の京都御猟場（京都府愛宕郡雲ヶ畑村、現在の京都市北区）をめ

ぐって、一九二三年にはその設置意義が議論された。仏連は、不便を被る地元住民の声を味方に、猟場で捕獲される鳥獣の命を守り殺生を禁じる仏教者の立場から、この廃止運動に加勢した。『東京朝日新聞』では、仏連が「羅馬使節問題で遂に政府をへこました勢ひを以て突進する積りだと云ふが只相手が宮内省なので慎重な態度を執つて居る⁽²⁵⁾」と論評した。

政府に物を言う仏教者。昭和の戦時体制となるにつれて、その姿勢は退潮していったのではないか。

六 結論

以上のとおり、仏教連合会の沿革を見てきた。従前までの通説は誤記であり、正確な経緯が明らかとなった。近代の日本仏教は、宗派間の連合と再編の歴史であったのである。この他に仏連の活動について、関東大震災（二九二三年）の被災者支援と犠牲者供養、海外仏教徒との交流など、論じるべき事項は複数あるが、紙幅が限られるので省略する。それだけ広い活動をしたのが仏連である。

本論で述べた時期以降の動きを略述する。一九三七（昭和十二年）の日中戦争の勃発により、戦時体制に入った。経済的な運営基盤の強化のため、一九三八年七月十一日には、文部大臣から財団法人仏教連合会として寄附行為（現行制度では定款）の許可を受けて、同月二十八日には財団設立の登記を行った。戦争の拡大で、中国やアジア各地の仏教団体との接触が増えると、その区別のため、一九四〇年に財団法人大日本仏教連合会と改称して、日本仏教で随一の団体であることを示した。一九四一年には財団法人大日本仏教会と更に改めた。

ではなぜ、戦後に仏連では、団体の歩みに関する歴史観が変化したのか。その手掛かりとなるのが、公益財団法

人日本宗教連盟（略称・日宗連）の歩みにある。⁽²⁶⁾ 同連盟は、五つの協賛団体で構成される。すなわち、教派神道連合会（教派連）、公益財団法人全日本仏教会（全仏）、日本キリスト教連合会（日キ連）、宗教法人神社本庁、公益財団法人新日本宗教団体連合会（新宗連）である。日宗連の法人登記を見ると、一九四四（昭和一九）年に成立したとある。しかし、現在の日宗連では、一九四六年に結成したと説明する。このずれは、宗教界の戦争協力にある。一九四四年に財団法人大日本戦時宗教報国会が設立された。神道教派連合会・大日本仏教会・日本基督教連合会などの団体を再編して成立したものである。しかも文部省内に事務局を置き、官僚と宗教者が役職に就いた官製組織であった。敗戦後の一九四六年に財団法人日本宗教会となるが、なおも文部省の影響下にあった。同年に財団法人日本宗教連盟となり、宗教界主導の組織として、この時をもって現在の日宗連が発足したと説明する。つまり日宗連の出発点が政府の宗教政策の一環で誕生したことは、区別したい過去であった。

戦後の全日本仏教会は、自分たちのルーツが、国家の宗教統制に反対したという筋書きを採った。大正期の仏教連合をめぐる動きを紹介したものに、土屋詮教による著述『大正仏教史』（一九四〇年）がある。⁽²⁷⁾ 広く読まれたシリーズ「青年仏教叢書」に収められたが、全仏年史に引用された形跡はなく、あえて無視したのであろうか。

戦後の仏教界を象徴するエピソードがある。一九四四年の財団法人大日本戦時宗教報国会の設立時に同会仏教局として再編されたが、これまで筆者は、その際に財団法人大日本仏教会の法人格が解散したと理解していた。しかし、改めて精査すると、その後も登記が残っていたのである。戦後は休眠法人となり、法人格が解散となったのは、驚くことに敗戦から半世紀余りが過ぎた、二〇〇二（平成一四）年であった。⁽²⁸⁾ しかも仏教界の当事者が、自らの手続きで葬ったのではない。公益法人制度改革まで宗教系の民法法人（社団・財団）を所管していた文部科学大臣

が、その職権で活動していない休眠法人を、解散させたのだ。戦後の全仏は、仏教宗派を連合した仏連の機能を継承しつつも、既存の法人格を復活させず、新たに再出発したのである。戦後の仏教界は、法人格もろとも戦前の歴史を切り離れた。教派神道連合会と日本キリスト教連合会が、戦前と戦後は組織が連続することを明確に記録したことは、対照的である。⁽²⁹⁾

筆者は、従前から全仏のルーツの解明に取り組んでおり、内容を更新して本論で取り上げた。当該団体の先人が作ったストーリーの誤記は指摘するが、その内容を全否定することは、本論の真意ではない。それは、戦後民主主義の影響を受けて、「平和」であることが求められる仏教者という自画像ではなかったのか。つまり、政府に抗う仏教者というキャラクターに再設定をしたのである。

仏教連合会とは、仏教宗派が相互に協調して、大正デモクラシーの世相を背景に活動したが、国家に協力し、又は正を訴え主張し、時に反対意見を唱えた団体である。戦間期における日本の仏教界をめぐる政教関係を見る際に、重要な手掛かりの一つである。

注

- (1) 無署名「講和会議と仏教徒／交戦各国委員に移檄」〔東京朝日新聞〕第二七〇七号、東京朝日新聞社、一九一九年一月二四日)、三頁。
- (2) 前掲の「講和会議と仏教徒／交戦各国委員に移檄」には、仏教連合会幹事十二名の名義で作成した文書「講和会議に対する日本仏教徒の希望」(一九一八年十二月八日)を掲載する。
- (3) 拙論「昭和前期の仏教界と連合組織——仏教連合会から大日本戦時宗教報国会まで」〔武蔵野大学仏教文化研究所紀要〕第三一号、二〇一五年)、二二—五二頁。後に拙著『戦時下の日本仏教と南方地域』(法藏館、二〇一五年)に「第一部第一章 財団

法人大日本仏教会の組織と活動」として再掲。

- (4) 仏教界全体の連合化について、土屋詮教著・東京帝大仏教青年会編『大正仏教史』（青年仏教叢書第三一編、三省堂、一九四〇年）、中西直樹『新仏教とは何であったか——近代仏教改革のゆくえ』（法藏館、二〇一八年）所載の「第八章 諸宗派体制の再編」がある。

- (5) 前掲、拙著『戦時下の日本仏教と南方地域』の二一頁に掲載した表を大幅に修正した。

- (6) 全日本仏教会内全仏二十年のあゆみ記念誌編集委員会編『全仏二十年の歩み 一九五三—一九七三』（全日本仏教会、一九七三年）には、「全仏」の前身が……明治三三年頃に仏教懇話会（ママ）として誕生した古い歴史を持つことだけは間違いない。……明治三二年、山県内閣が突如として第一四帝國議会上、宗教法案なるものを貴族院へ提出し……教界内外の有力者が一三宗五六派に飛徹してさまざまの旋風が起った時代を背景として、この懇談会が誕生したものと推定される」（八頁）とある。この記述の原型は、「全仏」の機構刷新へ 委員会が答申書作成」（『全仏』第一六八号、全日本仏教会、一九七一年）の小項目「全仏小史」（四—五頁）である。

- (7) 全日本仏教会編『全日本仏教会の歩み 一九五七—一九八七——財団創立三十周年記念』同、一九八七年、全日本仏教会編『全日本仏教会の歩み 一九八八—一九九八——財団創立四十周年記念』全日本仏教会、一九九八年、全日本仏教会『全日本仏教会の歩みと展望——財団創立五十周年記念』同、二〇〇九年。

- (8) 公益財団法人全日本仏教会「組織概要」（二〇一三年五月三十一日最終閲覧）。http://www.jbfn.jp/about/about_jbf

- (9) 小林和幸「第二次山県内閣「宗教法案」をめぐる諸相」（『青山学院大学文学部紀要』第二九号、一九八八年）、一七—三五頁。本願寺史料研究所編『増補改訂 本願寺史 第三卷』本願寺出版、二〇一九年、六二—一六三頁。

- (10) 無署名「各宗連合の敬悼打合」（『中外日報』第三七八九号、中外日報社、一九一二年八月六日）、三頁。

- (11) 本論における仏教連合会の動きは、大日本仏教会編『財団法人大日本仏教会要覧——昭和十八年一月』（大日本仏教会、一九四三年）所載の「財団法人大日本仏教会の沿革及事業概要」（一五—一五五頁）を参考にしつつ、適宜に他の資料を参照した。当該資料は浄土宗大本山増上寺所蔵の大日本仏教会資料のうち、分類番号・大—二一四五「大日本仏教会関係書類」に含まれる。

- (12) 「仏教連合会組織ニ関スル件」（大正五年二月二四日訓示第二号）（宮本隆範編『新義真言宗智山派宗規類纂』智嶺新報社、一九一六年）、二六四—二七一頁。本資料は、「仏教連合会規則」を掲載するが、本論で同規則を言及した箇所は、当該資料から参照した。

- (13) 前掲、「仏教連合会組織ニ関スル件」、二六四—二六五頁。

- (14) 仏教護国団については、拙論「近代史における東京仏教護国団の位置」(『仏教タイムス』特別号(別刷)「東京都仏教連合会結成100周年特集」)、仏教タイムス社、二〇一六年一月二四日)、三頁。
- (15) 前掲、土屋詮教『大正仏教史』、三七頁。
- (16) 土屋詮教「宗制改革論」(『日本及日本人』第六三五号、政教社、一九一四年)、四七一五九頁。
- (17) 小崎弘道『政教新論』警醒社、一八八六年。藤島了穩『政教新論』興教書院、一八九九年。
- (18) 雑誌「宗是」は未確認で、後身の『政教新論』は欠号が多いが成田山仏教図書館にまとまって収蔵する。改題後の『日本仏教』は、浄土宗増上寺の倉庫に一部が保管する。
- (19) 仏教連合会調査部編『帝国議会と宗教法案問題』(宗教制度調査に関する資料其四) 同部、一九三四年、一頁。
- (20) 「行政資料 宗教制度調査会名簿」(『宗務時報』第一一九号、文化庁宗務課、二〇一五年)、四九一六八頁。
- (21) 仏連の動きとは別に、宗教団体法案反対仏教徒同盟(一九二九年設立、代表は真宗大谷派僧侶の近角常観)がある。
- (22) 仏教連合会調査部編『帝国議会と境内地問題』(宗教制度調査に関する資料其六) 同部、一九三七年、(i)頁。
- (23) 岸本元「日本」宗教系国会議員」総覧——僧侶・神職・牧師から仏像マニア・教祖まで600人超」私家版(Kindle版)、二〇二一年、に詳しい。
- (24) 仏教連合会代表「羅馬法王庁使節交換に関する意見書」(『東京朝日新聞』第一三〇七〇号、一九二三年一月三十日)、四頁。
- (25) 無署名「御猿場廃止に仏教団起つ」附近の農民の迷惑を盾に五十八派の管長達／目的の貫徹に上奏文まで」(『東京朝日新聞』第一三二九二号、一九二三年六月一日)、五頁。
- (26) 滝沢清編『日本宗教連盟小史』日本宗教連盟、一九六六年。日本宗教連盟50周年実行委員会編『日本宗教連盟五十年のあゆみ』日本宗教連盟、一九九六年。
- (27) 前掲、土屋詮教『大正仏教史』。
- (28) 遠山敦子(文部科学大臣)「法人の設立許可取消処分公告」(『官報』第三四七七号、財務省印刷局、二〇〇二年一〇月三〇日)、一三頁。拙論「仏教の南方進出」(島蘭進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史』第四卷——戦争の時代 昭和初期／敗戦』春秋社、二〇二一年)で、本件について若干の指摘をした。
- (29) 記念誌編纂委員会編『いのりとつどい——教派神道連合会結成百周年記念誌』教派神道連合会、一九九六年。亀谷莊司編『日本キリスト教連合会五十年のあゆみ』日本キリスト教連合会、一九九一年。松村晋和「日本キリスト教連合会」(『日本キリスト教歴史大事典編纂委員会編』日本キリスト教歴史大事典』教文館、一九八八年)、一〇四八頁。

Mutual Cooperation of Japanese Buddhist Sects in the Interwar Period

Organization and Activities of the Bukkyō Rengōkai
(Federation of All Japanese Buddhist Sects and Schools)

ŌSAWA Kōji

The Japan Buddhist Federation (Zen-Nihon Bukkyōkai), which is an alliance of Japanese Buddhist sects and schools, has its roots in a group that opposed the state's control of religious policy in 1900.

The true origin of the alliance was the Bukkyō Kakushūha Konwakai (Group of Buddhist Sects), which was formed in 1912. This organization changed its name to the Bukkyō Rengōkai (Federation of All Japanese Buddhists Sects and Schools) in 1916.

The organization appealed to the government to establish a secular legal system for the Buddhist world and rectify the legal treatment of monks. Through this organization, Japanese Buddhist sects united to form a coalition to strongly advocate systemic reform in the interwar period.

In 1938, after the outbreak of the Second Sino-Japanese War, the organization became an incorporated foundation to strengthen its management base. Subsequently, the name of the organization was changed to the Dai-Nihon Bukkyō Rengōkai in 1940 and then to Dai-Nihon Bukkyōkai in 1941.

The Bukkyō Rengōkai, while working with the government, sometimes confronted and objected to its policies. It has been an organization that guides the research on the relationship between politics and religion surrounding the Buddhist world in the interwar period.